

## 豊中市健康づくり推進事業補助金交付要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、高齢者の健康づくりと生きがいづくりを推進するとともに、仲間づくりや地域づくり活動を推進し、高齢者福祉の増進を図ることを目的に実施される「健康づくり推進事業」に対し補助金を交付することにより、介護予防の推進及び地域福祉活動の促進を図ることを目的とする。

### (対象事業)

第2条 本要綱による補助金の対象事業は、豊中市老人クラブ連合会が主催又は市と共催する次の各号に掲げる「健康づくり推進事業」とする。

- (1) 高齢者ゲートボール大会
- (2) 高齢者囲碁大会
- (3) 高齢者将棋大会
- (4) 高齢者謡曲大会
- (5) 高齢者レクリエーション大会
- (6) 高齢者文化祭
- (7) カーリンコン大会

### (補助金対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の対象経費は、前条の各号に掲げる事業の実施に係る事業費とし、補助金の額については、毎年度予算の範囲内で市長が定める。

### (補助金の交付の申込み)

第4条 豊中市老人クラブ連合会は、補助金の交付を受けるときは、補助金交付申込書（様式第1号）に事業計画書及び予算書を添えて、市長に申込みをしなければならない。

- 2 消費税及び地方消費税額に係る仕入税額控除が認められている老人クラブ連合会は、前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という）を減額して交付申請しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をするものとする。

### (補助金の決定通知)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付し

た場合は、その条件を豊中市老人クラブ連合会に対し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助金の申込み取り下げ）

第7条 前条の規定による交付決定の通知を受けた豊中市老人クラブ連合会は、当該通知に係る補助金の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、決定通知を受けた日から30日以内に申込みの取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申込みの取り下げがあったときは、当該申込みに係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助金の交付時期）

第8条 補助金の交付は、補助金の交付決定を受けた豊中市老人クラブ連合会からの所定の請求書提出後、30日以内に行うものとする。

（帳簿等の整備等）

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備し、補助金の執行については市長が必要と認めたときは、その指示又は検査に応じなければならない。

（補助金の実績報告等）

第10条 豊中市老人クラブ連合会は、補助事業が完了した日の翌日から起算して60日以内に補助事業実績報告書（様式第3号）に決算書及び事業報告書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている老人クラブ連合会は、前項の実績報告を行うにあたって、交付金に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（消費税に係る報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）が確定したときは、速やかに市長に報告すること。

2 前項の報告があった場合には、市長は、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部を本市に返還させることができるものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一

部を取り消し、又は既に交付された補助金の全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

- (1) 補助金を補助対象事業以外に使用したとき。
- (2) 事業を中止したとき、又は事業の遂行が困難になったとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又は、これに基づく市長の指示に違反したとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

様式第1号

年（        年） 月    日

豊中市健康づくり推進事業補助金交付申込書

豊 中 市 長 様

申 込 者    団体名

住所

代表者名

豊中市健康づくり推進事業補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申込みます。

補助金の名称	豊中市健康づくり推進事業補助金
補助金申込額	円

(添付書類)

1. 事業計画書
2. 補助金にかかる予算書

豊中市健康づくり推進事業補助金交付決定通知書

様

豊中市長

年 ( 年) 月 日付けで申込みのあった補助金については、次のとおり決定したので、豊中市健康づくり推進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

補助金の名称	豊中市健康づくり推進事業補助金
交付決定額	円

交付の条件

豊中市健康づくり推進事業補助金交付要綱（令和 3 年 4 月 1 日施行）第 8 条（補助金の交付時期）、第 9 条（帳簿等の整備等）、第 10 条（補助金の実績報告等）及び第 11 条（補助金の返還）の規定を遵守すること

様式第3号

年（       年） 月    日

豊中市健康づくり推進事業実績報告書

豊中市長 様

申込者 団体名

住所

代表者名

年（       年） 月    日付けで申込み、    年（       年） 月    日  
付け 第       号で交付決定された補助事業に係る実績を、豊中市健康づくり推  
進事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助事業の名称	豊中市健康づくり推進事業		
事業着手年月日		事業完了年月日	
事業の経過 及び 概要			